

第9号議案

那須塩原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和3(2021)年2月9日

栃木県都市計画審議会会長 森本章倫

都計第333号

令和3(2021)年1月29日

栃木県都市計画審議会

会長 森本章倫様

栃木県知事 福田富一

那須塩原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

計画書は別冊のとおり

位置図

那須塩原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

